

入札説明書

令和6年度 大分県森林環境税に関する意識調査業務委託に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 公告日

令和6年6月21日

II 公告内容

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の種類

令和6年度 大分県森林環境税に関する意識調査業務委託

(2) 委託業務の内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年11月29日まで

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

この調達については、大分県共同利用型電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県共同利用型電子入札システム運用基準による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たすこと。

(1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、大分類：サービス 小分類：調査統計を得ている者。

(2) この公告の日から8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 大分県物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者。

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム上に8に記す開札日まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし9に記す再入札を行うときは再入札の開札日まで延長する。

5 大分県共同利用型電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

6 大分県共同利用型電子入札システムによる参加申請の期限

令和6年7月5日(金) 17時

7 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和6年7月12日(金) 12時

8 大分県共同利用型電子入札システムによる開札予定日時

令和6年7月12日(金) 13時

9 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

10 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により、入札保証金を免除する。

11 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により、契約保証金を免除する。

12 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

13 最低制限価格に関する事項

設定しない。

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。

15 本入札に関する問い合わせ先

大分県農林水産部 森との共生推進室 森づくり推進班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-3872
E-mail a16210@pref.oita.lg.jp

Ⅲ 質問の受付と回答

本入札及び委託業務についての質問の受付と回答は、下記のとおり行う。

- ・提出期限 令和6年6月28日（金）17時
- ・提出方法 質問書（別添様式）により、E-mail、郵送又は持参のいずれかの方法で提出
※持参以外の場合は、必ず電話により到着確認をすること
- ・提出先 上記Ⅱ.15
- ・回答期日 令和6年7月3日（水）12時
- ・回答方法 質問内容及び回答を大分県ホームページに掲載